

■ Article ■ .....

「平成31年度税制改正に関する建議書」について

日本税理士会連合会調査研究部特命委員・税理士 上西 左大信

1. 税理士制度と税制改正建議の関係

税理士制度は、税務に関する専門家としての能力、見識を有する税理士が納税義務者を援助することを通じて、納税義務者が負う納税義務を適正に実現し、申告納税制度の適正な運営に資することを規定して設けられたものである。

税理士法第1条は「税理士の使命」として「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。

また、同法第49条の11及び第49条の15により、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という。）は、「税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定されており、この規定に基づき、日税連は、税制改正に関する建議書を毎年とりまとめている。そして、建議書を財務省主税局、国税庁、総務省自治税務局、中小企業庁等の権限のある官公署や与野党の政治家に手交等している。

税理士は、税務に関する専門家として常に納税者と接しており、決算や申告業務を通じて、税制が納税者、特に中小企業者に与える影響を深く認識する立場にある。したがって、税理士が、職業専門家として税制・税務行政の改善のために建議することは、条文上は「できる規定」であるが、その実質においては、我々の社会的使命であると考えられる。

さらに、我が国が直面する喫緊の課題に対し、税制がどのように関わるべきか、あるいはどのような対応策を講ずるべきかを検証・検討し、その結果を表明することも、我々税理士の責任であるといえる。

以下、本稿では、日税連の「平成31年度税制改正に関する建議書」（平成30年6月28日）（以下、「本建議書」という。）の内容について紹介する。

なお、本建議書は、「はじめに」、「Ⅰ 税制に対する基本的な視点」、「Ⅱ 本建議書における重要建議項目」、「Ⅲ 今後の税制改正についての基本的な考え方」及び「Ⅳ 税制改正建議項目」で構成されている。

2. 税制に対する基本的な視点

本建議書は、公平でかつ合理的な税制の確立と、申告納税制度の維持・発展を希求して、5つの「税制に対する基本的な視点」に基づいて作成されたものである。この方式は、「平成17年度税制改正建議書」（平成16年6月29日）から採用されたものであり、表現に多少の変更が加えられつつ現在に至っている。

本建議書の基本的な視点は、次のとおりである。

(1) 公平な税負担	公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点であり、納税者が負担能力に応じて分かち合うという意味である。また、公平には、水平的公平、垂直的公平とともに世代間の公平の問題があり、それらが相互に補完し合うバランスのとれた税制を構築していく必要がある。
(2) 理解と納得のできる税制	我が国の国税の多くは申告納税方式によって税額が確定し、賦課課税方式による個人住民税なども所得税の確定申告を基礎としている。申告納税制度の下では、納税者自らが課税標準及び税額を計算し申告を行うので、租税制度は納税者が理解できるものであり、また、その目的や内容についても納得できるものである必要がある。
(3) 適正な事務負担	申告納税制度の下では、納税者には一定の事務負担が求められるが、その事務負担は過度なものであってはならず、必要かつ最小限になるように配慮されるべきである。また、適正な事務負担は、税務行政においても考慮する必要がある。
(4) 時代に適合する税制	税制には、納税者の経済活動における選択を極力歪めないよう中立であることが求められるが、一方では財政や経済とも密接な関係を有している。経済社会の構造変化に応じて税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平が生じるなどの弊害を招くことになる。したがって、税制を常に時代に適合するものとすべく、その見直しを継続しなければならない。
(5) 透明な税務行政	透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持・発展させるためには必要不可欠であり、納税者からさらなる信頼を得るための施策を行っていく努力が求められる。

### 3. 本建議書における重要建議項目

重要建議項目は、個別項目のうち、特に重要なものを掲記している。本建議書では、次の3項目である（表現を一部加工している。）。

#### (1) 消費税における単一税率及び請求書等保存方式を維持すること。

軽減税率（複数税率）制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由により、単一税率制度の維持を強く主張している。

日税連は、従来から軽減税率制度という名称の複数税率制度に強く反対している。複数税率制度が導入されると、事業者の事務負担だけではなく、課税庁の税務調査や徴税に係る事務負担も増加し、社会的コストが増大することは明白であ

る。また、逆進性対策として効果が薄く、かつ、非効率であることは学術的に証明されていることである。そして、反対するだけでなく、日税連は、対応策も次のように提案している。

低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

また、平成35年（2023年）10月より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）が導入されるが、この点についても問題点を指摘し、かつ、対応策を提案したり、対応の必要性を指摘したりしている。

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能である。

また、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が適格請求書等を発行できないことに伴い、不当な値下げ要求等により経営状態が圧迫されることのないよう対策を講じなければならない。

## (2) 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフトを進めるとともに、基礎的な人的控除のあり方を見直すこと。

平成30年度税制改正では、給与所得控除額及び公的年金等控除額の縮減と基礎控除額の引上げが行われた。日税連は、その方向性は適切であると評価しているが、必ずしも十分なものではなく、さらなる取組が必要と考えている。

まず、課税最低限についてである。

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。

したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。

次に、給与所得控除額及び公的年金等控除額の縮減を提言している点に注目されたい。日税連は、減税要望団体ではない。増税になる事項であっても、あるべきと考える税制を堂々と建議しているのである。

### ① 給与所得控除額の縮減

給与所得控除は「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」の要素を持つが、現状では給与収入総額の3割程度の控除水準であり、この2分の1とされる「勤務費用の概算経費」の部分に限って比較しても、給与所得者の必要経費の試算額である給与収入の4%を大幅に超えている。また、近年、働き方の多様化により、被用者に近い自営業主（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。

したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与所得控除額については、その構成を明らかにした上で縮減すべきである。

### ② 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、拠出時には社会保険料控除として全額控除され、給付時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。また、世代内での課税の不均衡を是正するため、公的年金等控除額の年齢による差異をなくすべきである。さらに、公的年金等収入と給与収入の双方がある者については、平成30年度税制改正で若干の見直しが行なされたものの、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

さらに、各種の所得控除については、所得控除方式を税額控除方式に改めればどうかといった意見や議論があることを受けて、次のように主張している。

最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費不課税の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げた上で所得控除方式を維持すべきである。

### (3) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと。

大幅に要約すると、次のようになる。

償却資産課税について、（一財）資産評価システム研究センターの「償却資産課税のあり方に関する調査研究－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－」（2018年3月）において、現行の賦課期日（1月1日）はそのままとし、申告期限については、現行制度（1月31日）と電子申告（eLTAX）に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、市町村の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずは、これを早期に実現すべきである。

また、当面の課題として、下記の項目についても検討する必要がある。

- 中小企業の設備投資促進と事務負担軽減のため、免税点を現行150万円から倍額程度まで引き上げる。
- 租税特別措置法により費用化が認められる30万円未満の少額資産は、償却資産課税の対象から除外する。

#### 4. 今後の税制改正についての基本的な考え方

この個所では、所得税、中小法人税制、法人税、消費税、相続税・贈与税、地方税、納税環境整備・その他、国際税制、災害対応税制の各項目について、今後の税制改正についての基本的な考え方を示している。本稿では省略する。

#### 5. 税制改正建議項目

個別の税制改正建議項目である。本建議書では31項目ある。紙幅の関係で個別の内容を示すことはできないので、項目のみ紹介する。

##### 【所得税】

1. 医療費控除及び寡婦（寡夫）控除の見直しと年少扶養控除の復活
2. 業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し
3. 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象拡大

##### 【中小法人税制】

4. 繰越欠損金の100%控除制度の維持
5. 中小法人への業績連動給与の導入
6. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持
7. 中小企業投資促進税制等及び研究開発税制の見直し
8. 同族会社の留保金課税制度の廃止

##### 【法人税】

9. 受取配当等の全額益金不算入
10. 確定決算主義の尊重と役員給与に係る損金算入規定等の見直し
11. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ
12. 公益法人等に対する課税の見直し
13. 交際費等の損金不算入制度の見直し

##### 【消費税】

14. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告不要制度の創設
15. 非課税取引の範囲の見直し
16. 簡易課税制度の見直し
17. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件緩和

##### 【相続税・贈与税】

18. 取引相場のない株式等の評価の適正化

19. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し
20. 連帯納付義務の廃止
- 【地方税】
21. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止
22. 住民税均等割の重複課税の廃止
- 【納税環境整備・その他】
23. 個人番号制度の見直しと個人事業者番号の導入
24. 税務手続の電子化推進のための環境整備
25. 財産債務調書の提出期限等の見直し
26. 仮想通貨取引に係る税制及び税務執行上の対応
- 【国際税制】
27. 相続税に関する租税条約の締結
28. 外国税額控除における控除限度超過額等の繰越期間の延長
- 【災害対応税制】
29. 災害損失控除の創設
30. 災害損失特別勘定の益金算入に関する適用要件緩和
31. 東日本大震災に係る震災特例法の追加措置

日税連のホームページの「日税連からの意見・提言」の個所に「税制改正に関する建議書」が掲載されている。ご関心のある方は、是非とも原文をご確認いただきたい。

《参考ホームページ等》

- 日税連ホームページ  
<http://www.nichizeiren.or.jp/nichizeiren/proposal/taxation/>
- 日税連「平成31年度税制改正に関する建議書」(平成30年6月28日)  
<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/kengisyo-H31.pdf>
- 日税連「税制改正に関する建議書の概要」  
<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/31kengigaiyou.pdf>

以上